

令和8年度山形県県産木材サプライチェーン構築支援事業実施要領

(目 的)

第1条 この要領は、県産木材サプライチェーン構築支援事業（以下「事業」という。）を実施するにあたり、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及び令和8年度山形県県産木材サプライチェーン構築支援事業費補助金交付要綱（令和8年 月 日森林第 号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項について定める。

(要 件)

第2条 要綱別表の「県産木材サプライチェーン構築支援事業」に係る要件等については、別表に定めるとおりとする。

(補助金交付決定)

第3条 知事は、山形県木材産業協同組合（以下「木産協」という。）から要綱第3条に定める交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認められる場合は、別記様式1により木産協に交付決定の通知を行う。

(変更交付申請)

第4条 知事は、木産協から要綱第4条第2項に定める変更承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認められる場合は、別記様式2により木産協に変更交付決定の通知を行う。

(補助金の額の確定)

第5条 知事は、木産協から要綱第7条に定める実績報告書の提出があった場合は、規則第15条の規定により書類及び現地において内容を確認し、補助金額の確定を行うとともに、別記様式3により木産協に額の確定の通知を行う。

附 則

この要領は、令和8年4月23日から施行する。

別表

対象事業体	<p>対象事業体は製材工場を営む事業体とし、次の要件を全て満たす者とする</p> <ol style="list-style-type: none">1 県内の製材業を営む「やまがたの木認定事業者」であること2 県内の新たなサプライチェーン構築のモデルを目指す、意欲的な事業者であること3 事業実施期間及び終了後、県や木産協が行う現地調査等への協力、安全指導等を受ける意思がある者
補助対象事業の要件	<p>次のいずれも満たすものとする</p> <ol style="list-style-type: none">1 原木生産から製品製造、工務店等への供給までの工程において、木材の安定供給に関する取引協定（参考様式1）を締結していること2 対象事業体への補助金交付については、工務店等の製材品の最終受取者への納入をもって行うこと3 事業終了後も、木材の安定供給に関する取引協定に基づく県産木材の数量を維持し、サプライチェーンを維持できること